

平成20年版 写真で見る
日本の防衛

防衛白書

ダイジェスト

第 I 部

わが国を取り巻く安全保障環境

第 II 部

わが国の防衛政策の基本と防衛力整備

第 III 部

わが国の防衛のための諸施策

第 IV 部

防衛省改革



I

部 わが国を取り巻く安全保障環境

第1章 国際社会の課題

各国は、国際的な連帯を形成し、アフガニスタンなどでテロとの闘いを継続しているが、依然としてテロは世界各地で発生している。また、大量破壊兵器などの移転・拡散も懸念されており、北朝鮮・イランの核問題などへの取組が続いている。

イラクの治安情勢は依然として厳しいものの、攻撃の発生件数やテロなどによる犠牲者数が減少するなど、改善傾向が見られる。



共同作戦について協議する米軍およびイラク軍将校〔米国防省〕

第2章 諸外国の国防政策など



北朝鮮テポドン地区のミサイル発射台周囲の様子
：Quick Bird衛星の写真
〔©Digital Globe, Inc. ALL RIGHTS RESERVED〕

米国は、軍事態勢見直しを引き続き推進している。また、イラクとアフガニスタンでの作戦所要にかんがみて、軍の能力拡大と部隊の負担軽減のための陸軍・海兵隊の増員を目指している。

北朝鮮の大量破壊兵器・弾道ミサイル問題は、東アジアおよび国際社会の平和と安定に対する重大な脅威となっている。

中国は、高い国防費の伸びを背景に軍事力のさらなる近代化に努めているが、軍事力の将来像は明確にされておらず、その影響について慎重に分析していく必要がある。また、中国は、国防費の詳細などについて明らかにしておらず、軍事に関する透明性の向上が望まれる。

ロシアは、軍改革を引き続き推進している。また、極東地域のロシア軍の活動は活発化の傾向が見られる。



中国海軍のジン級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦〔世界の艦船〕



わが国領空を侵犯したロシア爆撃機 (Tu-95) (本年2月)

第1章 わが国の防衛の基本的考え方

平和と安全、独立は、願望するだけでは確保できない。自らの防衛力とともに、外交努力、同盟国との協力などさまざまな施策を総合的に講じることで初めて確保できるものである。



自衛隊高級幹部会同において訓示を行う福田内閣総理大臣（昨年11月）



職員に訓示を行う林防衛大臣（本年8月）

防衛省は、防衛政策の基本などを守り続ける一方、安全保障環境の変化に対応して、自らそのあり方や役割を常に適切なものとしていく努力が必要である。

昨年1月に行われた防衛省への移行および国際平和協力活動などの本来任務化などは、こうした取組の一環と位置づけられるものである。これらを通じて、防衛省は、より危機に強く、世界の平和に貢献できる組織になることを目指している。

また、近年、国際平和協力活動のための一般的な法律の整備をめぐる議論がさまざまな場で活発に行われており、防衛省としては、与党における議論をはじめ国民的な議論の深まりを十分に踏まえて検討していく課題と認識している。

わが国は、憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本的理念に従い、日米安全保障体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備している。



パキスタン艦艇に対し燃料補給を行う海自補給艦（左側）（本年2月）

第2章 防衛大綱と防衛力整備

04 (平成16)年12月に策定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(防衛大綱)は、わが国に脅威が及ぶことを防止・排除することと、国際的な安全保障環境を改善してわが国に脅威が及ばないようにすることの2つをわが国の安全保障の目標とし、これらの目標達成のために、わが国自身の努力、同盟国との協力および国際社会との協力の3つを統合的に組み合わせるとしている。



新たに導入された空中給油・輸送機(KC-767)



対空ミサイルを発射する護衛艦

加えて、この防衛大綱に定める新たな防衛力を実現するために中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)を策定し、これに従い防衛力整備を進めている。平成20年度においては、わが国周辺の安全保障環境を踏まえた防衛力の近代化、政策立案機能や情報保全機能を強化するための組織の構築、国際社会の平和と安定のための取組などの防衛力整備を効率性と優先度を踏まえ推進する。



飛行試験中の次期固定翼哨戒機(試作機)(XP-1)



研究開発中の新戦車

第 1 章 わが国の防衛のための自衛隊の運用と多様な事態への対応

防衛大綱において明示されたわが国の防衛のための自衛隊の対応、たとえば弾道ミサイル攻撃への対応、ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応、島嶼部に対する侵略への対応、周辺海空域の警戒監視および領空侵犯対処や武装工作船などへの対応大規模・特殊災害などへの対応など、新たな脅威や多様な事態および本格的な侵略事態への対処を適切に行い得るよう取り組んでいる。

昨年12月の海自イージス艦「こんごう」へのBMD能力付与や本年3月までに実施した首都圏所在高射隊などへのペトリオットPAC3配備のほか、運用面においても緊急対処要領を変更するなど弾道ミサイルなどに実効的に対応するため、各種努力を行っている。

また、武力攻撃事態等における国および国民の平和と安全を確保するための法制などの整備や、自衛隊の運用体制の整備など、各種事態に際して自衛隊が任務を迅速かつ効果的に行うための努力を継続している。



イージス艦（BMD機能を付加し、能力向上を図る。）



飛行中の早期警戒管制機（E-767）



新潟県中越沖地震において患者をヘリに搬送する陸自隊員



米国において訓練を行う陸自隊員

第2章 日米安全保障体制の強化

日米安全保障体制およびそれを基盤とする日米同盟は、わが国防衛や地域の平和と安定、さらには国際的な安全保障環境の改善において、重要な意義を有している。日米両国は、近年、同盟関係を安全保障環境の変化に応じて発展させていくため、兵力態勢の再編を含む日米同盟の将来に関する日米協議に取り組み、06(平成18)年5月の「2+2」会合において「再編実施のための日米のロードマップ」を取りまとめた。



日米防衛相会談後の共同記者発表を行う石破前防衛大臣とゲイツ米国防長官
(昨年11月)



日米共同訓練において訓練の打ち合わせを行う陸自隊員と米海兵隊員



海自掃海母艦への着艦訓練を行う米海軍掃海ヘリコプター(MH-53E)



米空軍空中給油機(KC-135)との空中給油訓練を行う空自戦闘機(F-15)

現在、わが国では、昨年5月に成立した「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づき、再編を促進させるための取組など、各種施策を着実に実施しているところである。

このほかにも、わが国では日米間の各種協議や法整備、日米共同訓練、装備・技術面での交流および在日米軍施設・区域に関する諸施策など、日米安保体制の実効性の確保、信頼性の向上のため不断の努力を行っている。

第3章 国際的な安全保障環境の改善

防衛大綱においては、国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすることをわが国防衛とともに、安全保障の目標としている。

イラクにおいては、イラク人道復興支援特措法に基づき、現在も国連および多国籍軍への支援を行い、イラクの復興および安定に協力している。

国際的なテロとの闘いにおいては、本年1月に成立した補給支援特措法に基づき、インド洋上において海自部隊が海上阻止活動に参加する各国に対し給油や給水などの補給活動を行っている。

国際平和協力活動においては、本年6月、国連スーダンミッション（UNMIS）に対し、自衛隊から司令部要員を派遣することとなった。この他、ゴラン高原の国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）や、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）における活動も継続している。

また、安全保障対話・防衛交流の質的深化・量的拡大を通じて、国際的な安全保障環境の改善に向けて積極的に取り組んでいる。

さらに、拡散に対する安全保障構想（PSI）を含め、軍備管理・軍縮・不拡散にも主体的・積極的に取り組んでいる。



UNMIN 司令部でブリーフィングを行う陸自隊員



上陸訓練を行う海自LCAC



第12回東京ディフェンス・フォーラム（昨年9月）



物資を積載中の空自輸送機（C-130H）

第4章 国民と防衛省・自衛隊

防衛力の中核である自衛隊が任務を遂行するためには、国民の理解と支援を得ることが不可欠であり、また、人的および物的な基盤を整えることが重要である。

防衛力の基盤には、まず組織と人的基盤があげられ、装備やシステムの運用だけではなく、組織の運営なども結局は、隊員一人ひとりの力量にかかっている。

防衛省・自衛隊は、実力組織である陸上・海上・航空自衛隊を中心にさまざまな組織で構成され、人的基盤の確立のため、隊員の募集・採用、教育訓練から退職・再就職に至るまで、必要な諸施策を実施している。

また、情報通信は、指揮中枢と各級司令部、末端部隊に至る指揮統制の基盤であり、その能力を強化するための取組を重視している。

技術研究開発においては、運用面のニーズを見据えつつ、新たな研究開発手法や産学官の優れた技術の導入などにより、最新の科学技術の取り入れに努めている。

自衛隊は、さまざまな形で地域社会、国民から支援と協力を得て任務を遂行し、自衛隊からも、民生支援として協力活動を行っている。こうした活動は、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めている。

また、防衛施設がその機能を十分発揮させるためには、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態を維持することが必要であり、防衛施設の設置・運営が周辺住民の生活に及ぼす影響をできる限り少なくするよう配慮している。



協力団体主催による入隊・入校激励会(愛媛県)



防災訓練に参加中の即応予備自衛官



岩手・宮城内陸地震において「駒の湯温泉」で行方不明者を搜索する陸自隊員(本年6月)



子供に手旗信号を教える海自隊員(昨年8月:市ヶ谷)

第IV部 防衛省改革



福田内閣総理大臣出席のもと開催された第6回防衛省改革会議（本年3月）
〔内閣広報室〕

首相官邸に設置された「防衛省改革会議」においては、昨年11月から会議を開催し、本年7月に報告書を取りまとめ公表した。

報告書においては、各種不祥事案の分析・検討を踏まえ、①規則遵守の徹底、②プロフェッショナリズム（職業意識）の確立、③全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立、の改革の原則に基づく提言がなされた。

これについて防衛省としては大変重く受け止めており、防衛省における改革を実現するため、同月に防衛大臣を本部長とする「防衛省改革本部」を設置した。

防衛力がその機能を発揮するためには、何よりも国民の強い信頼が必要である。しかしながら、最近、文民統制の徹底にかかわる問題、厳格な情報保全体制の確立にかかわる問題、防衛調達への透明性にかかわる問題が明らかになるなどした。

このようなさまざまな問題に対して、防衛省・自衛隊は、これまでの業務のあり方や慣行を総点検し、抜本的な対策を講じる必要がある。

防衛省・自衛隊としては、自らがわが国の平和と独立を担う組織として再生できるよう、抜本的な改革を進めていく決意である。



防衛省改革の必要性について述べる石破前防衛大臣年頭の辞（本年1月）



石破前防衛大臣を議長とする情報流出対策会議（昨年12月）

改革会議の議論の一方、防衛省としても、省内に設置した委員会などにおいて議論を重ねてきた。

秘密を保全することは、国の防衛を全うし、安全を保持する上で不可欠な基盤であることから、情報流出防止のための各種の対策を検討・実施してきている。

また、効果的・効率的かつ公正・透明な装備品の取得などのためにこれまで取組を行ってきたが、本年3月にとりまとめられた総合取得改革の推進のための取組などを踏まえ、今後とも施策を着実に進めていく。